

株主の皆様へ

第162回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

会社の体制及び方針

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

2022年6月13日

櫻護謨株式会社

会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制の基礎として、企業行動憲章及びコンプライアンス基本規定を定め管理体制を整える。
- ロ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- ハ. 内部通報制度運用規定を定め、法令遵守義務のある行為等について、社内及び社外に法令違反事実の通報窓口を設置する。会社は、通報内容を守秘し、通報者への不利益な扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規定等に基づき文書等の保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク管理体制の基礎として、社内規定の整備やリスク管理規定を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める管理体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を隔月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に社長、副社長、専務、常務によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務規定、分課分掌規定において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 取締役は子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- ロ. 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容の法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社総務部長並びに監査役に報告するものとする。
- ハ. 子会社管理規定等にて子会社からの報告体制等を定めることとする。
- ニ. グループ内取引は法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし適切なものとし、公正性を保持する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。また、当該スタッフの任命・異動等の決定には事前に監査役の同意を得るものとする。
- ロ. 監査役スタッフは専任または兼任する使用人とし、当該使用人は監査役スタッフ業務に関しては監査役の指揮命令下に置き、独立性や指示の有効性を確保する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ロ. 当社及び子会社に法令違反行為や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組みを定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ハ. 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ニ. 監査役は当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図るものとする。
- ホ. 監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により、会社は速やかに支払うものとする。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- ⑨ 反社会勢力の排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- イ. 健全な会社経営のため、反社会勢力との関係を遮断する。
- ロ. 「企業行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては毅然とした態度で臨むことを定め、「社員行動指針」を社内に周知する。
- ハ. 反社会勢力の排除を目的とする外部の専門機関が行う地域や職域の活動に参加し、専門機関との緊密な連携関係の構築、情報の収集及び適切な対応のための啓発に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

当社及び子会社の従業員に対し、必要なコンプライアンスについては新入社員研修、社内研修、会議体等で説明を行い、法令や定款を遵守するための取り組みを継続的に行なっております。また、「企業行動憲章」の周知・徹底を図るため、当社の全従業員に「企業行動指針」、「社員行動指針」を明記したカードを配布する等の取り組みを実施しました。

② リスク管理

担当部署ごとによる対応を基本とする体制をとっておりますが、プロジェクトマネージャー（PM）会議の開催等を通じ定期的にリスク管理状況を把握し、取締役会に報告しております。また、財務の報告の信頼性については、内部監査室により内部統制評価を実施いたしました。

③ 業務の適正の確保

当社及び子会社の事業の報告については定期的に当社取締役会で報告され、課題や問題点については適時関係部署へ指示しております。

また、業務の適正については内部監査室が「内部監査計画」に基づき監査を行っており、改善が必要な場合には指摘を行っております。

④ 監査役の監査の実効性の確保

当社の監査役は、監査役会を定期及び臨時に開催し、情報交換を行っております。また、取締役会、常務会等の重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図るとともに業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に説明を求めています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称 桜ホース(株)、(株)二十一世紀、櫻テクノ(株)、(株)川尻機械、日本エス・エイ・エス(株)

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準

原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

- ・商品及び製品、半製品、仕掛品
- ・原材料及び貯蔵品

主として先入先出法

主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く) 但し、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。不動産賃貸部門においては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

- | | |
|------------|--------|
| ・建物及び構築物 | 3年～65年 |
| ・機械及び装置 | 4年～10年 |
| ・工具、器具及び備品 | 2年～10年 |

② 無形固定資産 定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっておりま
リース取引に係る資産 す。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、内規に基づき支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

当社の退職一時金制度の一部と一部の連結子会社では、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 重要なヘッジ会計処理の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ
- ・ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、借入金の利息

③ ヘッジ方針

主として内部規定に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には出荷時点において収益を認識しております。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、有償受給取引については、従来有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上してはりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更するとともに、当該支給品を棚卸資産として認識せず、有償支給取引に係る資産として認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響

響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、当該会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、当該会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

2. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方法と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、仕掛品が17,925千円減少し、流動資産のその他は17,925千円増加しております。当連結会計年度の損益計算書は売上高、売上原価が20,901千円それぞれ減少しましたが、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。また、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

3. 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）を当連結会計年度から適用しております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

当該会計基準の適用については、当該会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、当該会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はございません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 308,976千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

a) 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）に従い、翌連結会計年度以降の事業計画を基礎に将来の課税所得を見積り、回収可能性がある将来減算一時差異については、繰延税金資産として資産計上を行い、回収不能なものについては評価性引当額を計上しております。

b) 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

翌連結会計年度以降の事業計画及び課税所得の見積りにについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をはじめとする今後の経営環境に一定の仮定をおいて算出しております。

c) 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定として用いた翌連結会計年度以降の事業計画や課税所得の見積りに大きな変動があった場合には、実際に回収可能な将来減算一時差異も変動する可能性があり、この場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与えます。

2. 棚卸資産の評価

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 96,114千円

半製品 517,151千円

仕掛品 1,284,748千円

原材料及び貯蔵品 571,528千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

a) 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

b) 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

正味売却価額は直近の販売価格を基礎とするほか、棚卸資産ごとに正常な営業循環過程を定め、当該営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産について、定期的に帳簿価額を切下げる方法を適切な評価額として算出しております。

c) 翌年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末において回収可能として算出した連結貸借対照表価額と翌連結会計年度以降の実際の回収額には、大きく変動が生じる可能性があり、この場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与えます。

3. 固定資産の減損

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 3,959,580 千円

なお、当連結会計年度における減損損失の計上はありません。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

a) 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

減損損失の算定は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎として、資産のグルーピングを行っております。資産又は資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産又は資産グループの回収可能価額を見積り、回収可能価額が帳簿価額を下回ると判定した資産又は資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としております。

b) 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

正味売却価額は、時価や収益還元法等により評価しております。使用価値は、事業計画に基づく資産又は資産グループの経済的残存使用年数や将来キャッシュ・フロー等の一定の仮定により算定しております。

c) 翌年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は変動要因が多く、予想値との乖離が生じる可能性があります。主要な仮定について予想値との乖離が生じた場合、又は市場価格の変動により時価が下落した場合、回収可能価額は低下します。この場合、減損損失の発生など翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与えます。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	1,572,809千円
構築物	29,642千円
機械及び装置	452,443千円
土地	1,370,723千円
投資有価証券	63,283千円
計	3,488,901千円

上記に対応する債務

短期借入金	940,000千円
長期借入金	2,214,091千円
(うち1年内返済予定の長期借入金)	(758,356千円)
計	3,154,091千円

(2) 上記のうち工場財団抵当として担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	260,418千円
構築物	15,751千円
機械及び装置	452,443千円
土地	40,724千円
計	769,337千円

上記に対応する債務

短期借入金	710,000千円
長期借入金	1,795,901千円
(うち1年内返済予定の長期借入金)	(614,256千円)
計	2,505,901千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額等

減価償却累計額	8,483,598千円
---------	-------------

3. 電子記録債権割引高

電子記録債権割引高	66,321千円
-----------	----------

4. 当座貸越契約等

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,600,000千円
借入実行残高	930,000千円
差引額	1,670,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
発行済株式（普通株式） 1,012,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	48,378	50	2021年3月31日	2021年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年6月29日開催の定時株主総会議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	24,187	25	2022年3月31日	2022年6月30日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は、余資がある場合に短期的な預金等で行うことに限定しております。資金調達には、運転資金及び設備資金の調達のために金利動向や長短のバランスを勘案して銀行借入を行うほか、必要に応じて社債発行や債権流動化を行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、並びに電子記録債権には顧客の信用リスクが存在しますが、当該リスク管理のため与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク軽減を図っております。なお、連結子会社も上記に準じてリスク軽減を図っております。

投資有価証券である株式には市場価格の変動リスクが存在しますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を確認しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日です。なお、その一部には原材料等の輸入に伴う外貨建て債務があり為替変動リスクが存在しますが、取引額の一定の範囲内で先物為替予約等を利用しリスク回避を行っております。

借入金及び社債のうち、変動金利借入には金利変動リスクが存在しますが、借入額の一定の範囲内で金利スワップ取引を利用し、キャッシュ・フローの固定化を図りリスク回避を行っております。また、長期借入金の返済日及び社債の償還日については、原則として5年以内としております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び変動金利の借入金調達に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした取引であります。契約先がいずれも信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクは低いと認識しており、また、内部規定により実需に対して一定の範囲内の取引に限定し投機的な契約は排除しております。デリバティブ取引の執行及び管理は、内部規定に従い、財務担当部署が取締役会の決議または定められた執行管理手続を経て行っております。

当社グループは、各部署からの報告に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新することにより、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は次表に含めておりません(*1)。また、現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、設備関係支払手形並びに設備関係電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	268,080	268,080	—
資産計	268,080	268,080	—
(2) 社債	(280,000)	(279,974)	(△26)
(3) 長期借入金	(2,214,091)	(2,218,162)	(4,071)
(4) リース債務	(16,445)	(16,441)	(△4)
負債計	(2,510,536)	(2,514,577)	(4,041)
デリバティブ取引(*2)	—	—	—

(*1) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,774

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1)投資有価証券」に含めておりません。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	3,355,720	—
受取手形、売掛金及び契約資産	3,062,820	—
電子記録債権	547,332	—
合計	6,965,873	—

(注2) 社債、借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	940,000	—	—	—	—	—
社債	40,000	220,000	20,000	—	—	—
長期借入金	758,356	450,729	394,856	174,746	377,404	58,000
リース債務	8,233	2,389	2,389	2,389	1,042	—
合計	1,746,589	673,118	417,245	177,135	378,446	58,000

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	268,080	—	—	268,080
資産計	268,080	—	—	268,080
デリバティブ取引 金利関連	—	—	—	—

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	279,974	—	279,974
長期借入金	—	2,218,162	—	2,218,162
リース債務	—	16,441	—	16,441
負債計	—	2,514,577	—	2,514,577

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

社債、長期借入金、並びにリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された報告等の観察可能なインプットを用い、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金に含めて記載しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産に関する事項

当社は、東京都において賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
2,791,655	6,370,531

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価による金額を基礎として、不動産鑑定評価時からの経年変化を一定の指標に基づき調整し自社で算定した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	連結 計算書類 計上額
	消防・防災 事業	航空・宇宙、 工業用品事業	不動産賃貸 事業	計		
売上高						
一時点で移転される財	5,419,723	2,946,743	101,883	8,468,351	—	8,468,351
一定の期間にわたり移転 される財	2,110	—	—	2,110	—	2,110
顧客との契約から生じる収 益	5,421,834	2,946,743	101,883	8,470,462	—	8,470,462
その他の収益	—	—	400,540	400,540	—	400,540
外部顧客への売上高	5,421,834	2,946,743	502,423	8,871,002	—	8,871,002

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 消防・防災事業並びに② 航空・宇宙、工業用品事業

消防・防災事業では、消防ホースをはじめとした消防・防災用品、救助資機材等の販売並びに点検及び修理作業等を行っております。航空・宇宙、工業用品事業では、航空機及びロケット用部品、タンクシールなどの工業用ゴム製品、ゴム等成型用金型の販売を行っております。これらの当該財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

国内販売においては、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合、出荷時に収益を認識しております。

工業用ゴム製品など、顧客との契約において据付義務を負う製品は、履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いサービスであることから、据付が完了した時点で収益を認識しております。

商品の販売のうち、当社グループが代理人に相当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から、当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

点検・修理・保守などのサービス業務については、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算

出し（インプット法）、発生したコストの範囲を基礎として収益を認識することで、財又はサービスの移転の忠実な描写となると判断しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③ 不動産賃貸事業

管理運営業務は継続的にサービスを提供しており、履行義務は一定の期間にわたり充足されることから、サービスの提供に応じて収益を認識しております。なお、当社グループが保有する商業施設等は、主に賃貸借契約に基づき履行義務が一定の期間にわたり充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度（期首） (2021年4月1日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	3,453,946	3,597,040
契約資産	—	—
契約負債（短期）	4,988	5,640
契約負債（長期）	—	70,582

(注1) 契約負債は、主に顧客からの前受金及び点検・修理・保守などのサービス業務契約における顧客からの長期前受収益であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(注2) 前受金は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」、長期前受収益は固定負債「その他」に含まれております。

(注3) 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,666千円であります。

(注4) 当連結会計年度における契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引配分

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	3,000
1年超2年以内	3,000
2年超3年以内	5,527
3年超	57,748
合計	69,276

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	7,694円73銭
1株当たり当期純損失	△97円67銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | 時価法 |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 通常の販売目的で保有する棚卸資産 | 原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| ① 商品、製品、半製品、仕掛品 | 先入先出法 |
| ② 原材料、貯蔵品 | 主として移動平均法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く) 但し、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。不動産賃貸部門においては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

- | | |
|------------|--------|
| ・建物及び構築物 | 3年～65年 |
| ・機械及び装置 | 4年～9年 |
| ・工具、器具及び備品 | 2年～10年 |

(2) 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）の定額法による按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には出荷時点において収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法
社債発行費は支出時に全額費用処理しております。
- (2) ヘッジ会計処理の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ
 - ・ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、借入金の利息
- ③ ヘッジ方針
主として内部規定に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性の評価方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (3) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、有償受給取引については、従来有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上してはりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。また、売上リベート等の当社代理店または顧客に支払われる対価については、従来は販売費及び一般管理費として計上してはりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、当該会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、当該会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

2. 計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当事業年度の計算書類は、売上高が90,421千円減少、売上原価が20,901千円減少、販売費及び一般管理費が69,520千円減少しましたが、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。また、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)を当事業年度から適用しております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

当該会計基準の適用については、当該会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、当該会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

「連結注記表(会計方針の変更に関する注記②「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用 3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産249,291千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

a) 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）に従い、翌事業年度以降の事業計画を基礎に将来の課税所得を見積り、回収可能性がある将来減算一時差異については、繰延税金資産として資産計上を行い、回収不能なものについては評価性引当額を計上しております。

b) 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

翌事業年度以降の事業計画及び課税所得の見積りについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をはじめとする今後の経営環境に一定の仮定をおいて算出しております。

c) 翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定として用いた翌事業年度以降の事業計画や課税所得の見積りに大きな変動があった場合には、実際に回収可能な将来減算一時差異も変動する可能性があり、この場合、翌年度の計算書類に影響を与えます。

2. 棚卸資産の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

商品	25,216千円
半製品	517,151千円
原材料	521,167千円
仕掛品	1,295,431千円
貯蔵品	14,485千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

a) 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

取得原価をもって貸借対照表価額とし、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

b) 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

正味売却価額は直近の販売価格を基礎とするほか、棚卸資産ごとに正常な営業循環過程を定め、当該営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産について、定期的に帳簿価額を切下げる方法を適切な評価額として算出しております。

c) 翌年度の計算書類に与える影響

当事業年度末において回収可能として算出した貸借対照表価額と翌年度以降の実際の回収額には、大きく変動が生じる可能性があり、この場合、翌年度の計算書類に影響を与えます。

3. 固定資産の減損

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 3,939,556 千円

なお、当事業年度における減損損失の計上はありません。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

a) 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

減損損失の算定は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎として、資産のグルーピングを行っております。資産又は資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産又は資産グループの回収可能価額を見積り、回収可能価額が帳簿価額を下回ると判定した資産又は資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としております。

b) 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

正味売却価額は、時価や収益還元法等により評価しております。使用価値は、事業計画に基づく資産又は資産グループの経済的残存使用年数や将来キャッシュ・フロー等の一定の仮定により算定しております。

c) 翌年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は変動要因が多く、予想値との乖離が生じる可能性があります。主要な仮定について予想値との乖離が生じた場合、又は市場価格の変動により時価が下落した場合、回収可能価額は低下します。この場合、減損損失の発生など翌事業年度の計算書類に影響を与えます。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	1,572,809千円
構築物	29,642千円
機械及び装置	452,443千円
土地	1,370,723千円
投資有価証券	63,283千円
計	3,488,901千円

上記に対応する債務

短期借入金	940,000千円
長期借入金	2,214,091千円
(うち1年内返済予定の長期借入金)	(758,356千円)
計	3,154,091千円

(2) 上記のうち工場財団抵当として担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	260,418千円
構築物	15,751千円
機械及び装置	452,443千円
土地	40,724千円
計	769,337千円

上記に対応する債務

短期借入金	710,000千円
長期借入金	1,795,901千円
(うち1年内返済予定の長期借入金)	(614,256千円)
計	2,505,901千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額等

減価償却累計額	8,436,343千円
---------	-------------

3. 当座貸越契約等

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,600,000千円
借入実行残高	930,000千円
差引額	1,670,000千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分掲記されたものを除く)

短期金銭債権	1,542,099千円
短期金銭債務	40,611千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	3,457,037千円
売上原価	299,083千円
販売費及び一般管理費	1,262千円
営業外収益	28,594千円
営業外費用	1,660千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当該事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	44,492株
------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	42,311千円
退職給付引当金	114,532千円
役員退職慰労引当金	66,039千円
貸倒引当金	2,567千円
棚卸資産評価減	49,550千円
繰越欠損金	67,964千円
その他	37,361千円
繰延税金資産小計	380,326千円
評価性引当額	△105,485千円
繰延税金資産合計	274,841千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	25,333千円
その他	216千円
繰延税金負債合計	25,549千円
繰延税金資産の純額	249,291千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	桜ホーム(株)	所有 直接100 被所有 なし	当社販売代理店 当社製商品の 販売 資金の貸付・ 借入 利息の受取・ 支払 事務所の賃貸 役員の兼任	消防機器の 販売(注1)	3,406,485	受取手形 売掛金	410,685 1,113,033
				資金の借入 (注2)	—	関係会社 短期借入金	181,104
子会社	櫻テクノ(株)	所有 直接100 被所有 なし	工場等の賃貸 当社製商品の 販売 原材料の購入 資金の貸付・ 借入 利息の受取・ 支払 役員の兼任	工場の賃貸 (注3)	2,933	—	—
				ゴム製商品の 販売(注1)	34,458	売掛金	7,114
				商品・原材料 の購入(注4)	194	買掛金	—
				資金の貸付 (注2)	—	関係会社 短期貸付金	27,383
				資金の借入 (注2)	—	受取手形	3,869
子会社	(株)二十一世紀	所有 直接100 被所有 なし	賃貸不動産の 委託管理 事務所の賃貸 役員の兼任	委託管理費の 支払(注5)	54,876	未払費用	1,534
子会社	(株)川尻機械	所有 直接100 被所有 なし	商品・原材料の 購入 当社製商品の 販売 資金の貸付・ 借入 利息の受取・ 支払	商品・原材料 の購入(注4)	8,546	買掛金	11
				消防機器の 販売(注1)	12,049	売掛金	7,204
				資金の貸付 (注2)	—	関係会社 短期貸付金	38,899
						支払手形	16,638
子会社	日本エス・エイ・ エス(株)	所有 直接100 被所有 なし	商品の購入 資金の貸付 利息の受取 事務所の賃貸	商品の購入 (注4)	235,465	買掛金	20,502
				資金の貸付 (注2)	—	関係会社 短期貸付金	50,000

- (注1) 消防機器及びゴム製商品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注2) 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して合理的に決定するとともに、連結グループ上の資金の有効性を高めるため、一部の子会社に対しては貸付及び借入ともに返済期限を定めず、毎月貸付及び借入とそれぞれの返済を行い、毎月末の貸付金と借入金相殺後の純額を貸付金残高又は借入金残高として計上しております。資金の貸付による支払手形残高は、子会社の買掛金等の支払に充当しております。資金の借入による受取手形残高は、子会社の売掛金回収による受取手形を親会社である当社において一括管理するため、短期借入金として受け入れております。なお、担保の受入及び差入は行っておりません。
- (注3) 工場等の賃貸（土地、建物構築物及び製造設備一式）については、周辺地域の市場実勢を勘案して金額を決定しております。
- (注4) 商品・原材料の購入については、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。
- (注5) 委託管理費の支払については、市場実勢を勘案して金額を決定しております。
- (注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. その他連結計算書類の作成のための重要な事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	7,080円56銭
1株当たり当期純損失	△159円32銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。